

プラテア=ひろば

# PLATEA

2010.8.10 第50号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西14丁目みふじビル3F



水無の立岩(右)と神威岬(中央)

## 暑中お見舞い 申し上げます

民主党政権に交代して初の参議院選挙。民主党は大敗した。昨年の総選挙で、深刻な格差と貧困への国民の怒りが自公政権を退場させたが、普天間、雇用、後期高齢者医療など、民主党は国民の期待を裏切り続けた。もつとも最大の敗因は、法人税減税の穴埋めのための消費税一〇%方針。

みんなの党だけが得票を伸ばしたが、政策の基本は自民・民主と変わりが無い。新しい政治を求める国民の模索は続く。選挙では、沖縄の基地や日米同盟など、憲法九条のもとで、平和国家に相応しい政治、憲法二五条のもとで、雇用、社会福祉のあり方などの設計図は争点にならなかった。

民主党が掲げる衆議院の比例定数削減問題を忘れてはならない。それは、「虚構の多数」を一層すすめ、「多数」の独裁を許すことになる。

憲法が活かされる政治や社会を目指して、今、がんばり時である。

二〇一〇年 盛夏

たかさき法律事務所一同

◆8月11日(水)から8月15日(日)までお休みとさせていただきます。

# NPT・再検討会議 ニューヨーク行動を 終えて

勤医協にしまちクリニック

医師 川島 亮平

(非核の政府を求める北海道の会常任世話人)

五月三日から始まるNPT(核不拡散条約)再検討会議にむけて、私たち北海道の代表二九名は「核廃絶」を願う多くの人たちが託した「国際署名」を携え、四月三〇日ニューヨークに向かい、同地での実質四日間の行動とアピールを行ってきた。

ニューヨークは、晴天にも恵まれ、様々な人種にあふれる活気ある街であった。

初日の行動となる五月一日は、午前セントラルパークで、午後はホテル近くの街頭での署名活動。それぞれ短時間の取り組みであったが、私は一七筆の署名を集めることができた。

二日は午前が国連本部見学。ロビーのみの見学だったが、三日から始まる

被団協の原爆パネル展はすでに準備が終わっていて、その中には安井晃一さんのパネルもあった。



セントラルパーク(ジョンレノン「イマジ」の石碑前)での署名活動

午後は「国際行動デー」の集会。前日「爆発」のあった同タイムズスクエアが会場。米国各地からの参加者を含め、約一万人の「核廃絶」の願いがビルの谷間に響きわたった。続いて、国連本部前のハマーシヨルド広場までのパレード。広場にはカバクテランNPT会議議長とドゥアルテ国連上級代表が出迎え、私たちの集めた六九一万二八〇二筆の署名が積み上げられてあった。

翌三日の午後はリバーサイド教会で開かれたピース・コンサート、続く「公開シンポジウム」に参加。あらためてNPT再検討会議の意義と私たちの草の根の行動・集めた国際署名の果たす役割について、参加者全員の感動と確信となった集会であった。

四日午前、私は北海道民医連の仲間と共に、SEIU講堂(労働組合の施設)での「医療・福祉関係者のつどい」に

参加。SEIUの女医トニー・ルイスさんの「アメリカの医療保険改革をめぐる動向」などの講演の後、署名推進の経験交流が行われ、私もこの間にひとりで二二八筆の署名を集めた経験を報告。

五日早朝ニューヨークを発ったが、「核廃絶」を願う私たちの行動は、その後二八日まで続く再検討会議の成果に必ずやつながるのだという確信を抱いての帰国であった。カバクテラン議長が三日の開会あいさつで述べた『私は昨日、署名を受け取りました。市民社会の熱意に私たちは応えなければなりません!』の言葉をかみしめながら。



タイムズスクエアからハマーシヨルド広場に向かう北海道代表団のパレード

## 普天間飛行場問題の本質

米国海兵隊は、  
日本には  
いらない！

弁護士 竹中 雅史

「迷走」した普天間飛行場移設問題では、「最低でも県外」という鳩山前首相の公約は、いとも簡単に反故にされ、結局、五月末の日米安全保障協議会によって、「移設」先は、自民・公明連立政権時代の日米安全保障協議会（二〇一〇年、すなわち、二〇〇五年一〇月の「日米同盟・未来のための変革と再編」及び〇六年五月の再編のための「ロードマップ」で示された辺野古案とほぼ同様の案ということになった。

しかし、そもそも、米国の海兵隊は、何故に、この日本に存在するのか、また、何故に沖縄に集中するのか、そして、何故に、世界で最も危険な普天間飛行場を利用するのか、という根本的疑問は、何ら、解消されていない。

まず、海兵隊は、「抑止」力だという俗論がはびこっている。しかし、例えば、北朝鮮が、米国海兵隊の存在を恐れて、核開発やミサイル実験を抑制するというのは、明らかに幻想である。むしろ、

金正日一族の独裁体制の存続こそが最重要課題である北朝鮮から見れば、北朝鮮侵略能力を有する米軍が日本に存在すること自体が「脅威」なのであって、在日米国海兵隊の「抑止力」なるものは、日本国民の安全の保障とは全く無関係である。

また、そもそも、米国海兵隊は、戦後は、山梨や岐阜にも駐留していたが、一九六〇年の日米安保条約締結に併せて、沖縄に集中したのであって、沖縄の「地政学的重要性」云々は、全くの為にする後付けの理由にすぎない。

さらに、仮に、辺野古へ「移設」しても、直ちに、普天間基地が全面返還されるわけではない。要するに、米国海兵隊は、もうひとつの使い勝手のいい飛行場を辺野古に増やすだけであって、普天間飛行場の危険性は、解消されない。

普天間の飛行場の海外移転で、日米同盟に亀裂が入るとするのは、例えば、米軍基地の大幅縮小を進めているドイツや米軍基地を一切撤去させた

フィリピンを例を挙げるまでもなく、全くの幻想である。今、我々日本国民に必要なことは、「日米同盟の重要性」という言葉によって、思考停止にならないこと、そして、沖縄県民の辛い負担への想像力であろう。

米国海兵隊の日本からの撤退、そして、普天間飛行場の即時撤去こそ、われわれの選択すべき道筋である。



世界一危険な普天間基地の全貌



### 研修旅行に 参加して

5月14日▶17日

●弁護士 山内 崇史

「たかさき法律事務所  
九条の会」は、一昨年  
一〇月の韓国九条の会  
との交流会に続き、二

度目の海外研修旅行を行いました。  
世話人等一三名で、今年の五月一四日  
から一七日まで、台湾を訪ねました。

台湾は、日本の植民地支配だけであ  
なく、以前は、オランダ・清の植民地支  
配を受け、日本の後にも、台湾の方は  
国民党の支配を受けていると感じてい  
ることをガイドの方から教えられ、大  
変驚きました。また、日本統治時代に  
は、多くの台湾人が日本の戦争の前線  
に駆り出されたという苦い事実も教え  
られました。

この旅行で一番印象に残ったのは、  
二二八事件（※）の悲劇を秘めた二・  
二八和平公園です。公園には、二・二

八事件で  
殺された  
人々の写  
真が掲載  
され、付  
近の献花  
台には、



正面中央に「菊の紋章」（写真の時計）があった  
台湾法院（裁判所）の前で

「世界和平」、「祈求和平」、「台湾加油」  
などと書かれた多くの布が結ばれてい  
ました。これらの文字や写真からは、  
長期間の植民地支配に苦しんできた台  
湾人の平和を純粹に願う心が感じら  
れ、日本は二度と侵略行為を繰り返し  
てはならないとの決意を新たにさせら  
れました。

旅行中、特別、反日感情を感じるこ  
とはありませんでしたが、決して、過  
去の日本の侵略行為の事実が消えてい  
るわけではありません。その点からも、  
過去の侵略の事実を直視し、今後も九  
条を掲げ守っていく活動が必要なのだ  
と改めて感じました。

●世話人 佐々木真知子

普通の旅行では知り得なかった二・  
二八事件。二・二八和平公園での大量  
虐殺された方達の数多くの写真。一〇  
代の少女、教師、普通の人々。「二度  
と虐殺などあつてはならない！」と訴  
えていました。台湾の複雑な事情、親  
日的な理由も悲しいです。

嬉しいことも一つ。前回旅行時のガ  
イドさんに再会でき、「たかさき九条  
の会」の存在と、「日本は二度と戦争を



二・二八和平公園  
虐殺された人たちの写真を展示

「しません」  
という九条  
を知っても  
らったこと  
です。九条  
があるから  
胸を張れる  
と思った旅  
でした。

※二二八事件とは  
一九四七年二月二八日、中国国民党閩タ  
バコ摘発隊の台湾人女性への暴行事件  
に、抗議する非武装の台湾人デモ隊に憲  
兵隊が一斉掃射。さらに国民党政府が武  
力で徹底鎮圧。裁判官、医師、教員など  
エリート層の多数が殺害された事件。

九条の会  
例会報告  
弁護士 大友 淳子

## 1 第13回例会（二月二日）

会員によるギター演奏の後、北海道大学文学部教授、大塚秀之氏に、「オバマのアメリカ」と題し、アメリカ大統領であるオバマ氏の登場によって、アメリカでは何が変わったのか、オバマ政権の一年を振り返って頂きました。

大塚教授は、従来のアメリカの二大政党制が、共和党も民主党も「どっちもどっち」という閉塞感を国民に与えてきたこと、そしてアメリカ初の黒人大統領となったオバマ氏がこの閉塞感を打ち破ることを期待すると述べられました。

## 2 第14回例会（六月九日）

さわやかな歌と二胡演奏を楽しんだ



大塚秀之教授

後、北海道大学大学院教育学研究院教授、松本伊智朗氏に、「子どもの貧困」をテーマに講演していただきました。子どもの貧困は、近年、大きな社会問題として注目されており、本年度の日弁連人権擁護大会のテーマにもなっております。

松本教授は、日本における貧困は、子どもの世界にまで理不尽な格差をもたらし、子どもの希望を奪い、更なる貧困の連鎖にも結び付く大きな問題であることを指摘されました。

### 貧困の

問題は、労働、教育、福祉等、多方面からの検討が必要となる問題ですが、貧困をなくす



例会風景

## たかさき法律事務所9条の会 第15回例会のお知らせ

### 講演の夕べ

日時：2010年9月9日（木）午後6時

場所：札幌市教育文化会館403研修室  
（札幌市中央区北1条西13丁目）

講師：川島 亮平 医師  
上野 和子 氏（東区9条の会）

演題：「核不拡散条約（NPT）再検討会議・  
ニューヨーク行動に参加して」



松本伊智朗教授

ために何ができるのか、今後も引き続き考えていきたいと思えます。

# 正義のための給与

—法曹養成は国の責務である—

弁護士 高崎 暢

この秋から、司法修習生に対する給与支給が廃止され、貸与に切り替えられようとしている。修習生とは、司法試験に合格し、法律実務の研修を受けることが義務付けられる法律家の卵である。この給与制は、一九四七年以来、維持されてきたもので、司法制度を担う人材を国費で養成することは国の責任であるという考えからである。その結果、多くの階層から有為な人材が法曹界に集まった。

ところが、新しい司法試験のもとで、修習生は法科大学院の学費や生活費など出費を強いられ、借金が一〇〇万円を超える者もいる（日弁連調査）。

このままだと、経済的余裕のある者しか法律家になれないという弊害が生

じてしまう。それは有為な人材を確保できないだけでなく、司法の担い手たちが、社会的・経済的弱者への共感を乏しくし、公平・公正な司法の実現を妨げることになりかねない。医師は国家試験に合格後二年間研修が義務付けられるが、国費でまかなわれている。

この日本の医療を支える医師の養成制度と同様に基本的人権の擁護、社会正義の実現、公平・公正な司法を実現する法律家を養成するために、修習生が後顧に憂いなく勉学に励めるように給与制を維持すべきである。

この夏、全国の弁護士・弁護士会は、修習生の給与制廃止に反対する声を上げ、たくさんさんの運動に取り組んでいる。署名活動もその一つである。

## ふたつのお願い

- 1 署名用紙を同封しています。返信用封筒で郵送下さい。
- 2 市民集会（八月二七日）にご参加下さい。

## 札幌弁護士会会長から 道弁連理事長へ

弁護士 高崎 暢

四月から、北海道弁護士会連合会（道弁連）の理事長に就任しました。任期は一年間です。道弁連は、道内四弁護士会の連合体で、弁護士数は約七〇〇名です。道弁連の課題は、弁護士の過疎の解消をはじめ、道民が「いつでも、どこでも、気楽に」法的サービスを受けられる体制を整備することです。この秋、弁護士のいない道内一五〇の市町村に弁護士が出かけていき、「全道一斉無料すずらん相談」を予定しています。私も、二泊三日で礼文町にいきます。





### 分科会 内容

1. 裁判必勝法分科会
2. 平和分科会
3. 刑事司法分科会
4. 外国人研修生問題分科会
5. アスベスト分科会
6. 憲法25条分科会
7. 生物多様性分科会
8. 企業分社化分科会
9. 情報公開分科会
10. 性教育裁判分科会

## 女性弁護士による無料法律相談会

—日本女性法律家協会創立60周年記念—

弁護士 高崎 裕子

日本女性法律家協会創立60周年記念事業の一つとして、全国10か所で女性弁護士による無料法律相談会が企画され、札幌でも6月2日、札幌市男女共同参画センターとの共催で、会員以外的女性弁護士にも協力していただき実施しました。45名もの相談者が来られ、親身に悩みを聞いてもらえたと感謝の声が多く寄せられ、やりがいを感じました。

当協会は、女性の弁護士・裁判官・検察官・法律学者による全国組織で、司法、法学、女性の地位に関する調査研究、意見書の作成、外国の法曹との交流など、多面的な活動を地道に行なってきましたが、私達の活動への期待を、改めて実感させられた企画でした。



# 青年法律家協会 人権研究交流集会への お誘い

弁護士  
菅原 仁人

本年九月二十五日・二十六日に札幌コンベンションセンターで「第一四回人権研究交流集会」が開催されます。昨今の非正規雇用の増大・派遣切りの横行等、企業による人権侵害が問題となっている社会情勢から、二五日の全体会

は「企業の社会的責任（CSR）を問い直す〜人権の視点から〜」をテーマとし、二六日は、平和分科会をはじめとする合計一〇の分科会で人権課題について検討致します。みなさまお誘いあわせの上、お越しくください。



## 島田弁護士のサッカーコラム

この夏は、サッカー日本代表の奮闘のおかげで睡眠不足となった方も多いのではないかと思います。

サッカーには人を虜にする魅力があり、それは時として、法律をも吹き飛ばすほどです。

たとえばアルゼンチンでは、マラドーナの引退試合を見るため、死刑囚を含む11人の囚人が脱獄してスタジアムに駆けつけたそうです。でも、会場を警備していた警官も試合に熱中してしまい、結局一人も逮捕できなかったとか。

ここまで熱烈なサポーターが出てくるようになれば、日本もワールドカップに近づくのかも!?



弁護士  
高崎 暢

昨年は、多くの人たちに支えられて、大過なく札幌弁護士会会長職を全うすることができました。四月から、肩書が道弁護士理事長となりました。会務に時間が取られる実態は変わりありません。まだまだご迷惑をおかけします。

根室、名寄、紋別などと、全道を駆け回っています。裁判で全道の各本庁・支部を回っていたころと比べ全てがハードになっています。もう、若くはないということですね。



弁護士  
高崎 裕子

多くの人に愛されたオグリキャップが七

月三日死んだ。

山田洋次監督の映画「学校」で、一八万人のオグリコールと田中邦衛が級友を前に感動のラストランの実況を、口角泡を飛ばし、再現するシーンが鮮やかに浮かぶ。

前脚の曲がりで生後すぐ起き上がれず、足の矯正など人間の手助けなしでは生きられない命だっただけに、他の馬より「人間を信ずる心」が育ったという。

二流の血統ながら実力一つで地方から中央へ。エリート馬を次々と負かすオグリに、私達はどれだけ夢と希望を与えられただろう。十数年前のこの記念の一枚は私の宝物だ。



弁護士  
竹中 雅史

貧困と格差の是正こそ国民の願いであったが、参議院選挙の結果は、「国民生活が第一」のはずであった民主党政権への失望が招いた、新たな日本政治の混迷である。二一世紀を担う子供たちの未来は、本当に明るいのか。地球環境を含めたグローバルな課題への処方箋を、私たちは見つけられるのか。悩みは尽きない。

豊かで自由、そして、平和な世界を築くためにも、せめて、ゆとりのある夏休みがほしい、これが、私のささやかな願いである。



弁護士  
齋藤 耕

昨年六月、派遣労働など非正規労働者の権利実現のために全国で闘っている弁護士団、研究者らで、非正規研究会が発足し、三か月に一回のペースで、東京、大阪、名古屋などで会議が開催されてきました。

私も、偽装出向の解雇事件の弁護士団に参加しているため、同研究会に参加し続けてきました。

その成果で、本年六月三日、札幌地裁で、出向先に対する直接雇用責任を認める勝利判決を得ることができました。

労働者にとって厳しい時代となっていますが、権利実現のため、これからも闘っていきます！



弁護士  
島田 度

昨年の夏号で、「W杯を観に行くべきか、行かざるべきか」という悩みを書きました。

しかし現実には、南アに行くどころか、パブリックビューイングに行く暇すらなく、仕事漬けの日々でした。今にして思うと、あのころは若かった。

いす  
舞ま  
見げ



# 2010年 お上 中し 暑申



とはいえ、今大会の日本代表の闘いには熱く魂を揺り動かされました。

二〇一四年ブラジル大会までには、W杯のために日程を空けられるくらい仕事のできる弁護士になりたいです。遠すぎる目標ですが……。



弁護士  
やまうち たかし  
山内 崇史

先日、旭山記念公園に行ってきました。晴れていたのもあり、高台（展望台？）からは札幌市街が一望できました。いい景色だったので、夜景を見れるときまで意味もなく粘ってみました。

大きく広がる札幌の街並みを見ていると、どんな問題も小さくなっていく気がして、心が洗われます。身近なオアシスとして、仕事に疲れた際には、何度か行ってみようと思っています。



弁護士  
はく たくかい  
白 諾貝

今年に入って、弁護士会の委員会業務とたかさき九条の会の視察旅行で台湾に二度も行きました。バイキングの朝食を除いても、おいしい中華料理を昼食二回、夕食三回もいただく旅を二セットこなしてきましたわけですから、太らない理由がありません。ビールがおいしい季節になったにもかかわらず、我慢の日々……、いやいやいや、旅の余韻を楽しむ日々です。



弁護士  
おおもとら じゅんこ  
大友 淳子

健康のため、できる限り昼食はお弁当を持参するようにしています。料理はストレス発散にもなるので、おいしそうなレシピを見つけては作ってみるのですが、最近は朝早く起きられないことが多く、なかなかお弁当を作る時間が取れないことが多いです。

仕事をしながら家事や育児までこなす世の女性達は、今、本当に大変な状況だと思っています。安心して仕事も子育てもできる社会が、一日も早く実現することを願います。



弁護士  
すがわら まさと  
菅原 仁人

先日、健康診断の結果が送られてきました。これまで体調に異常はなかったのですが、問題はないと思っていましたが、二つ程経過観察がありました。毎日の寝る前一杯が原因なのかもしれません。この半年間弁護士として働き、身体が資本だということ学びましたので、今後は体調管理に気を付けながら日々仕事に打ち込んでいこうと思います。

これからも様々なご要望に応え、依頼者の皆様の方になれるよう事務局一同がんばりたいと思います。明るく活気のある事務所として、この暑い夏を乗り越えていきたいと思っています。



## 事務局

# B型肝炎訴訟の現状について

弁護士 島田 度

今年の上半期、B型肝炎訴訟については大きな動きがいくつもありました。

まず三月一二日、札幌地裁において、裁判所から和解勧告が出されました。

この和解勧告は、「救済範囲を巡る本件訴訟の各争点については、その救済範囲を広くとらえる方向で判断」するとの指針を示しており、広く被害者

を救済しようとする極めて妥当な内容のものでした。

そして、札幌地裁に続き、福岡地裁・大阪地裁でも和解勧告がなされました。

これらの和解勧告を受けて、五月一日の札幌地裁で、被告国は、和解協議に応じる旨を表明しました。

被告国を和解協議入りに追い込むことができたのは、訴訟活動に加え、皆様からの様々な形でのご支援をいただいたからこそだと思います。この場を借りてお礼を申し上げます。

しかし、被告国は和解協議において、被害者の露骨な切り捨てを図る対応に終始しています。

たとえば、被告国は、原告らに対して、予防接種を受けたことの立証方法として、母子手帳またはその合理的な代替証拠を要求しています。

しかし予防接種というのは、被告国が罰則を設けてまで国民に強制してきた制度です。厚生白書の予防接種実施率の数字を元に計算してみても、予

防接種を一度も受けたことがない人は千人に一人もいないと推計されます。日本国民であれば、予防接種を受けたことはほぼ間違いのないと言って良いのです。

それなのに今になって「予防接種を受けた証拠を出せ」などと言いつくすのは、あまりに自己矛盾した態度といえるべきでしょう。

現実問題として、特に高齢の原告は、乳幼児期の医療記録等はほぼ散逸してしまっています。こういった方々に母子手帳または代替証拠を要求するのは、「あなたたちは切り捨てる」と言っているに等しいのです。

このように、被告国との和解協議は、これからも難航が予想されます。

原告団・弁護団は、広く被害者を救済するため、粘り強くたたかっています。引き続きご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



6月21日 札幌地裁前で訴える原告



# NTTリストラ 北海道訴訟の 終結にあたって



～断罪された違法な  
リストラ配転～

弁護士 竹中 雅史

NTTリストラ配転訴訟とは、このプラテアでも何度かご報告したように、新自由主義に基づく構造改革を先取りしたNTTグループによる二〇〇二年に始まった大リストラに対し、これに反対したために会社から、「見せしめ」のために遠隔地への配転命令を受けた五名の原告が、違法な配転に対する損害賠償を求めた訴訟でした。

札幌地裁は、五名の原告いずれに対しても、配転は違法であったとして、損害賠償を認めましたが、札幌高裁は、東京へ配転された石黒さんについては、育児・介護休業法二六条の趣旨に反するとして、賠償額を増額したものの、残りの四名については、配転は適

法であったという判断を下しました。そして、原告と会社それぞれが、高裁判決を不服として、最高裁の判断を求めましたが、六月四日、最高裁は、札幌高裁の判決を是認する判断をしました。

最高裁の判断は、少なくとも、配転が違法であったことを認めた点と、NTTグループが強行したリストラ配転が、労働者の権利を踏みにじる横暴なものであることを認めた点では、重要な意義を有しています。

さらに、NTTグループは、大リストラと同時に、退職者の企業年金の大幅引き下げを強行しましたが、これについても、最高裁は、六月八日、これ



勝利を喜ぶ支援者。札幌地裁前

を違法と判断しており、ここでも、NTTグループの横暴なやり方が断罪されています。

しかし、NTTグループは、契約社員に派遣社員となるよう強要するなど、新たな違法行為を繰り返しています。こちらも、裁判で戦うことになりました。

今後、ご支援のほどよろしくお願ひします。

# 過労死一一〇番

弁護士白 諾員

六月一九日、全国一斉に「過労死・過労自殺・過労疾患一一〇番」が実施されました。全国で二二〇件、北海道では七件の相談が寄せられました。幸いにも、この七件の中には死亡案件はありませんでしたが、過労を苦にして自殺を図り、



未遂に終わった方からの相談がありました。その声は、悲痛そのものでした。

昨年、労働環境の急激な変化等に対応して、厚生労働省は「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を一部改正しましたが、労災認定の壁は依然として厳しいものがあります。厚生労働省の発表によれば、平成二二年度に職場でのストレスなどが原因でうつ病などの精神疾患になったとして労災申請をした人数は一二三六人で、前年度に比べて二〇九人も増えました。これに対し、実際に労災認定を受けた人は二三四人とどまり、前年度より三五人減少しています。社会全体の労働環境改善が進まない中、労災認定数が停滞しているこの傾向は憂慮すべき事態であり、今後とも推移を注視する必要があります。なお、昨年請求件数が最も多かった業種は「社会保険・社会福祉・介護事業」であり、介護現場の過酷な労



精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移について 厚生労働省 報道発表資料より抜粋

働環境が明確に数字にも表れているところです。

精神的にづらい状態で初めての労災申請を検討される場合に、準備に困難が伴うことは多いはずですが、認定されるべき事件が一件でも多く認定されるようお手伝いさせていただくことは可能ですので、遠慮なくご相談ください。

URL <http://karoshimondai.net/>

# 改正貸金業法について

弁護士 島田 度

今年の六月一八日から改正貸金業法が完全施行されました。

この改正法の内容のうち市民の生活に与える影響がもっとも大きいと思われるものが、いわゆる「総量規制」です。

この総量規制とは、返済能力を超える貸付ができないようにすることで無理な借金を防ぎ、多重債務に陥る人を減らすための制度です。

具体的には、借金の総額（総量）が年収の三分の一以上に達するような借り入れは原則としてできなくなります。たとえば、年収三〇〇万円の人、原則として、一〇〇万円以上の借り入れはできないこととなります。年収のない専業主婦・



改正貸金業に関する宣言案を議論（道弁連大会）

主夫の方は、配偶者の同意を得た上で配偶者の年収を証明する書類をださなければ、貸付を受けられなくなります。ただ、年収の三分の一以上に達するような借り入れが全くできなくなる、というわけではなく、住宅ローンや自動車担保貸付など、一定の借り入れについては適用除外とされています。

この総量規制の導入によって、多重債務に陥る人の大幅な減少が期待されます。

しかし他方、その過程で、今までは借金ができていたのに突然できなくなり、生活が回らなくなって困惑してしまう方も

少なからずおられることと思います。

借り入れができなくなり困っているという方、一人で悩まないで、まずはすぐに弁護士のところにご相談に来てください。今後の生活設計について、一緒に考えていきましよう。

前号でも触れたが、当時の首相と交わされた確認書の結果、原爆症認定集団訴訟は、終結へ向け、大きな進展を見せた。

一方、厚労大臣は、数年間放置されていた約八〇〇〇名に及ぶ認定申請者に対し、相次いで、却下決定を出した（七月二九日現在で六〇三名）。

被爆者の新たな切り捨てといわざるを得ない。

このように、被爆者救済の問題は未だ解決しておらず、被爆の実相に即した認定基準に改訂させることが急務である。なお、第二次北海道訴訟は、本年五月一四日に結審し、近く判決が言い渡される予定である。



# 原爆訴訟

弁護士 齋藤 耕

# ある少年事件から

弁護士 高崎 裕子



中で、非行を重ねることがもてはやされ、多くの前歴を背負うことになる。母親や兄弟に見捨てられたと思いついで自暴自棄になっていた少年は、鑑別所で久しぶりに母と再会した。

■少年の人間としての未熟さや犯行に対する認識の甘さ、社会的更生の環境等の不十分さから、鑑別所、調査官の意見はいずれも少年院送致と厳しいものであった。私は、母や少年との話し合いを重ね、多くの人の協力を得ながら、生活保護による親子の生活再生の道筋をつけることができ、その中で、母親は、母親らしいことができなかつた過去を、今取り戻したいと、涙ながらに審判官（裁判官）に訴えるほどに変わった。

■審判はいったん休廷の上で「試験観察\*」となった。劇的な審判に、私は少年の今後の更生への責任の重さを感じた。

結局少年は母とはうまくいかず、私は、とにかく、少年の生活環境の確保を求めて奔走。少年に今必要なことは、責めたり叱るのではなく、嘘をつかなくとも安心していられる居場所と自分を信じ支えてくれる人がいること、という考えをしっかりと受け止め協力して

くれる人をようやく見い出すことができた。中間審判を経て、最終審判では、「保護観察」として社会の中での更生の道が認められた。

■この五か月間の付添人活動の中で、改めて「子どもの貧困」について考えさせられた。自己肯定感や逆境に耐える力、人間として生きる力は、子ども期が豊かであるか否かにかかっている。人は、愛されたと実感して育って、初めて人間を愛する心が育まれるといわれる。深刻な「格差」とその是正の問題を、「子どもの育ち」の中で考えることの重要性を認識させられた事件であった。

\*試験観察とは、家庭裁判所が終局的な処分を相当期間留保し、少年の立ち直りのきつかけをつかめるか否かを見た上で、結局処分を決定する中間的な措置をいう。

■当番付添人として、少年鑑別所で初めて会った少年は、あまりに幼く、とても一八歳には見えなかった。小学生の時、母が家出。間もなく父とも死別。兄が親代わりとして、少年を育てた。厳しく叱る兄が怖く、少年は嘘をついて自分を守ってきた。

結局家出し、暴力団に関わる人間に、仕事で世話になったのを親切と勘違いし、生活を共にした。この間、仲間の



## 独立の ごあいさし



弁護士  
竹田美由紀

五月に、たかさき法律事務所を独立し、苦小牧市内において「とまこまい総合法律事務所」を開設いたしました。七年間、たかさき法律事務所の諸先生方や事務局には、大変お世話になりました。また、事務所を離れ一人で歩き始めてから、目に見える形での支えはもちろん、目に見えない大きな力にも支えられてきたことも実感しました。

開設して二か月余りですが、相談者の話を伺うたびに、守られるべき権利・利益が守られていない実態や弁護士の敷居の高さを痛感しており、一層の法的サービスに務めるのはもちろん、ひとつひとつの事柄に誠実に取り組んで参りたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士  
日笠 倫子

平成一六年一〇月より、たかさき法律事務所において弁護士業務を行って参りましたが、高崎暢弁護士のご快諾を得て、本年五月に独立し、「酒井・橋本・日笠法律事務所」を開設致しました。

たかさき法律事務所で執務しておりました間、皆様方から賜りましたご厚情に心より感謝申し上げますと共に、今後、より一層努力を重ねて参る所存ですので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



弁護士  
邨山 達哉

二〇〇五年一〇月の弁護士登録以来、たかさき法律事務所で執務して参りましたが、この度、事務所を独立し苦小牧市内に「むらやま法律事務所」を開設いたしました。

たかさき法律事務所在職中は、依頼者や関係者の皆様に多大なご愛顧を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

### お知らせ

## 『韓国併合』一〇〇年 を考える講演会

私たちも呼びかけ人になって  
います。

一九一〇年、日本は、朝鮮(当時の国名は「大韓帝国」)に、「韓国帝国が統治権を日本帝国(天皇)に譲与する」「日本帝国は譲与を受諾し韓国を日本帝国に併合することを承諾する」という韓国併合条約を調印させた。

今年、「韓国併合」一〇〇年という節目の年です。過去の日本と韓国・朝鮮の歴史に学び、これからの北東アジアの平和を考える機会にしたいと思います。ぜひ、ご参加下さい。

### ●演題

## 「韓国併合」100年を考える講演会 日本・韓国・朝鮮関係の 過去と今後の展望

—「韓国併合」100年の節目にさいして—

講師 畑田重夫氏

とき 2010年8月28日(土) 13:30開演

ところ かでの2・7 (3階大会議室)

参加費 (資料代含む)

一般：1,000円  
大学生以下：500円



## 自由法曹団 五月集会報告

弁護士 菅原 仁人

五月二日から二四日まで、青森県三沢市で行われた五月集会に参加してきました。折しも、労働者派遣法改正案が国会で審議されていたことから、労働問題分科会に参加しました。各支部から労働者派遣法抜本改正に向けての取り組みや、個別の事件の訴訟経過等が

報告され、今後の活動の励みになりました。また、新人企画の三沢基地見学ツアーに参加しました。基地の騒音被害により町民全員が引越さざるを得なくなったため、町が消滅したという場所を訪れ、日本に米軍基地はいらぬという思いを新たにしました。



三沢基地の正面

## 「11010許すな壊憲！ 道民集会」に参加して



事務局 笹岡 強士

五月三日、沖縄の新垣勉弁護士を講師に迎え「普天間基地問題の核心」と題する記念講演が行われました。この問題の重層性や、いわゆる「抑止力論」に対する疑問点が

指摘され、目が開かれる思いがしました。「軍隊は住民を守るものではない」という沖縄県民の痛切な体験を視座として、憲法九条を持つ我が国の安全保障とはどうあるべ



きを考えなければ、この基地問題の核心には迫れないということを感じた集会でした。

## 結婚しました



弁護士 菅原 仁人

5月5日に、札幌修習の同期と結婚致しました。弁護士として、そして、人としてまだまだ学ばなければならないことばかりの二人ですので、今後とも温かい眼差しで見守って下さい。

事務局 岩本裕美歌 (旧姓：秋山)  
7月21日に結婚いたしました。今後も事務局の一員として努力して参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

## 法律相談のご案内

### 相談料

30分 5,250円 (消費税含む)

※条件を充たす場合、法テラスの無料相談の利用も可能です。

※相談は電話予約が必要です。

### 電話受付時間

平日の午前9時15分～午後5時

※土曜・日曜・祝祭日はお休みです。

URL : <http://www.law-takasaki.com>

## 編集後記

二〇一〇年夏号をお届けします。八月三日から広島で行われた原水爆禁止世界大会に参加し、平和について学んできました。(久保田)